

[事案 2024-166] 自動振替貸付利息返還請求

・令和7年5月13日 裁定終了

<事案の概要>

自動振替貸付時の保険会社の対応を不服として、自動振替貸付返済額と保険料との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年6月に銀行を募集代理店として契約した米国ドル建養老保険について、口座振替により年払いで支払われることとされていた保険料が振替不能になったことから、令和5年8月、保険料の自動振替貸付が行われ、令和6年5月に自動振替貸付額を返済したが、以下の理由により、返済額と年払保険料との差額を支払ってほしい。

- (1) 年末調整資料に同封されていた契約内容通知文書には、自動振替貸付の記載がなかったことから、保険料の払込みに問題がないと誤解した。貸付などの重要な事項は、契約内容通知文書に記載すべきである。記載があれば、即対応でき、返済額が多額にならなかつたはずである。
- (2) 振替不能に関する通知は、はがきでは気が付きにくい。はがきを3回普通郵便で送付しても入金されないのであれば、はがき以外の方法で連絡すべきである。また、同通知は書留郵便等で通知すべきであり、はがきを送付する以外の対応をとらなかつたことは、保険会社の対応として問題がある。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 自動振替貸付は約款にもとづいてなされている。
- (2) 契約内容通知文書は、年1回、すべての顧客に契約内容を案内する目的で送付しているものであり、貸付があることを記載する様式とはなっていない。
- (3) 当社は、保険料の振替不能があつた際および自動振替貸付が適用される際に、申立人に対し、事前・事後を通じて複数回の通知を発送した。それらの通知は申立人の登録住所に届いている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料の自動振替の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。